

建設工事の現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて

1 緩和要件

甲府市建設工事請負契約約款第 10 条に規定する現場代理人について、当面の間、次の表の条件をすべて満たし、双方の発注者が認めた場合は、現場代理人の常駐義務を緩和し 2 件の工事間で兼務可能とする。

現場代理人の常駐義務緩和要件
① <u>公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）が発注する 2 件の工事</u> ② 兼務する全ての工事の現場は、甲府市内及び甲府市上下水道局給水区域内<u>又は工事現場の相互の間隔が 10 km 程度以下</u> ③ 兼務する個々の工事の請負代金額が、4,500 万円未満（建築 9,000 万円未満） （ただし、主任技術者の「兼務が可能な取扱い」の(1)対象工事に該当し、主任技術者が現場代理人を兼ねる場合は、この限りではない。なお、工事の特殊性、現場の条件等に鑑み、困難と判断した場合は、認めない場合がある。） ④ 兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと
現場代理人を兼務する際の条件
① 作業期間中は必ずいずれかの現場に駐在すること ② 1 日 1 回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること ③ 工事現場を離れる際には、施工に関する責任者を配置し安全管理の徹底を図ること ④ 工事現場を離れる際には、発注者（監督員）等と連絡が取れる体制をとること

2 常駐期間

現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する期間であって、市の監督員等と常に連絡が取れる体制を確保できるときは、工事現場での常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 施工を中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

3 兼務の取消し等

- ① 工事の内容、工事の現場の条件等に鑑み、兼務が困難と判断した場合は、兼務を認めない。
- ② 提出された「現場代理人等選任届」の記載内容に虚偽があった場合又は兼務により現場体制に不備が生じたり、不良な工事となった場合は、当該兼務の取消し、工事成績評定への反映、指名停止等必要な措置を行うことがある。
- ③ 上記に記載がない事項については、監督員等の指示に従うものとする。

4 技術者との兼務

同一工事における現場代理人と技術者（監理技術者、主任技術者）は兼務可能であるが、他の工事の現場代理人が監理技術者との兼務となっている場合は、両現場の現場代理人を兼務できない。

5 手続き

現場代理人を兼務する場合は、契約時に「現場代理人等選任届」（第 18 号様式）を提出するものとする。

6 適用開始日

令和 7 年 4 月 1 日から適用する。工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる工事については、適用開始日前に契約を締結した工事と適用開始日以後に契約を締結した工事を兼任する場合も認めるものとする。